



栃木県公報

令和2(2020)年
3月25日(水)
号 外
第16号

目 次

規 則

○県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則の廃止…………… 1

告 示

○栃木県手数料条例別表第1の464の5の項の知事が指定する低炭素建築物誘導基準…………… 1

○栃木県手数料条例別表第1の464の8の項の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準等…………… 2

規 則

栃木県規則第六号

県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則を廃止する規則

県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則(平成二十五年栃木県規則第十五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(交通政策課)

告 示

栃木県告示第七十五号

栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号。以下「条例」という。)別表第一の四百六十四の五の項1イ(3)の知事が指定する低炭素建築物誘導基準、同項1ロ(3)iiiの知事が指定する低炭素建築物誘導基準及び同項1ロ(3)ivの知事が指定する低炭素建築物誘導基準を次のように定め、令和二年三月二十五日から適用し、栃木県手数料条例別表第一の四百六十四の五の項の知事が指定する低炭素建築物誘導基準(平成二十九年栃木県告示第六十号)は、廃止する。

令和二年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

一 条例別表第一の四百六十四の五の項1イ(3)の知事が指定する低炭素建築物誘導基準は、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建

築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成二十四年国土交通省告示第百十九号)1の第2の2の2-3(2)ロに規定する方法を用いるものとする。

一 条例別表第一の四百六十四の五の項1ロ(3)iiiの知事が指定する低炭素建築物誘導基準は、一次エネルギー消費量(一年間に消費するエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和三十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーをいう。)の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷(一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下同じ。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。

二 条例別表第一の四百六十四の五の項1ロ(3)ivの知事が指定する低炭素建築物誘導基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を用いる

ものとする。

栃木県告示第七十六号

栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号。以下「条例」という。)別表第一の四百六十四の八の項1イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準及び同項1ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準、同表の四百六十四の十三の項1イ(2)(i)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1ロ(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準、同項1ロ(3)(iii)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準及び同項1ロ(3)(iv)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準並びに同表の四百六十四の十五の項1ロ(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準、同項2イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準、同項2ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準、同項2ハの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準及び同項2ニの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準を次のように定め、令和二年三月二十五日から適用し、栃木県手数料条例別表第一の四百六十四の八の項の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準等(平成二十九年栃木県告示第百六十一号)は、廃止する。

令和二年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

- 一 条例別表第一の四百六十四の八の項1イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年^{経済産業省}令第一号。以下「省令」という。)第一条第一項第一号イに規定する一次エネルギー消費量(以下「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 二 条例別表第一の四百六十四の八の項1ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 三 条例別表第一の四百六十四の十三の項1イ(2)(i)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、省令第四条第三項第二号に規定する方法を用いるものとする。
- 四 条例別表第一の四百六十四の十三の項1ロ(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、省令第十条第二号イ及びロに規定する基準を用いるものとする。
- 五 条例別表第一の四百六十四の十三の項1ロ(3)(iii)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 六 条例別表第一の四百六十四の十三の項1ロ(3)(iv)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能誘導基準は、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法を用いるものとする。
- 七 条例別表第一の四百六十四の十五の項1ロ(1)の知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第四条第三項第二号に規定する方法を用いるものとする。
- 八 条例別表第一の四百六十四の十五の項2イの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第一条第二号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に規定する基準を用いるものとする。
- 九 条例別表第一の四百六十四の十五の項2ロの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第一条第二号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準を用いるものとする。
- 十 条例別表第一の四百六十四の十五の項2ハの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第一条第二号イ(1)及び同号ロ(1)に規定する基準を用いるものとする。
- 十一 条例別表第一の四百六十四の十五の項2ニの知事が指定する建築物エネルギー消費性能基準は、省令第一条第二号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準を用いるものとする。

(建築課)